

介護老人保健施設まお

通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設まお（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設まお通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われ
ない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し通所リハビリテーションを利用
することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資質を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置をすること。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び利用者の身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいた

できます。

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、相当期間定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本契約に基づく通所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用料金表をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 利用料金のお支払い方法

料金は、1か月ごとに計算し、毎月10日以降にご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①、②については、請求書発行の日から1ヶ月以内にお納めください。

- ① 現金支払
 - ・まお事務所にてお支払（サービス利用日持参）。
 - ・訪問職員による集金。
- ② 下記指定口座への振込み（振込み手数料は各自ご負担いただきます）
 - ・広島銀行 竹原支店（普通）1054958
 - 《名義》 イ) シャダン ジンジカイ
 - 医) 社団 仁慈会
- ③ 口座振替サービス（手数料100円/1回を各自ご負担いただきます）
 - ・利用者が指定する口座からの自動引き落としです。事務所に預金口座振替依頼書があります。
 - 引き落とし日は、毎月4日（金融機関休業日の場合は翌営業日）となります。

- 3 当施設は、利用者及び身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、支払い者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他の利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
 - 4 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行いません。
(三井住友海上火災保険に加入)

(要望又は苦情等の申出)

- 第12条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、別紙1の6項に定める、苦情受付窓口に申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第13条 通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1> 重要事項説明書1

介護老人保健施設まお（通所リハビリテーション）のご案内
（令和6年6月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 まお
・開設年月日	平成14年 1月1日
・所在地	竹原市下野町3126番地の1
・電話番号	0846-22-3007
・管理者名	安田 克樹
・介護保険指定番号	介護老人保健施設（3450780030号）

(2) 介護老人保健施設 通所リハビリテーションの目的と運営方針

介護老人保健施設 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように在宅ケアを支援することを目的とした施設です。また介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的としています。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設まお（通所リハビリテーション）の運営方針]

- 1 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスを受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視したサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は身元引受人の了解を得ることとする。
- 7 公共性、公益性を踏まえ、利用者や家族に安心感、満足感を提供できる環境の確保と向上に努める。

(3) 施設（通所リハビリテーション）の職員体制

管理者・・・1名

医師・・・2名

利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。

看護職員・・・2名

主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行う。

介護職員・・・10名

利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士・・・7名

利用者のリハビリを担当する。

管理栄養士・・・2名

利用者の食事管理を行う。

事務職員・・・2名

利用者の介護報酬請求 他。

運転手・・・5名

利用者の送迎の運転を行う。

(4) 通所定員 ・定員 60名（1単位）

(5) 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

1 祝祭日を除く毎週月曜日～土曜日の計6日を営業日とする。

2 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

3 年末年始（12月30日から1月3日）、盆（8月13日から8月15日）は休業する場合がある。

4 延長サービスを行う場合

8時間以上9時間未満 午前7時30分から18時30分まで

9時間以上10時間未満 午前7時30分から19時30分まで

とする。（これ以上の延長の場合はご相談ください）

(6) 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域を以下のとおりとする。

竹原市全域（吉名町、忠海町、福田町、小梨町、新庄町、西野町、仁賀町、田万里を除く）

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
 - ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12時00分～13時00分
 - ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
 - ④ 医学的管理・看護
 - ⑤ 介護
 - ⑥ リハビリテーション
 - ⑦ レクリエーション
 - ⑧ 相談援助サービス
 - ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
 - ⑩ 口腔機能向上サービス
 - ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
 - ⑫ 基本時間外利用サービス（ご家族の方からのご希望により適用）
 - ⑬ 行政手続代行
 - ⑭ 送迎
 - ⑮ その他
- *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 安田病院
 - ・住 所 竹原市下野町3136番地
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 高橋歯科医院
 - ・住 所 竹原市中央3丁目16-36番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 施設管理者、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- ・ 外来者と面会しようとするときは、施設に届け出なければならない。
- ・ 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。
- ・ 身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者または職員に届け出なければならない。
- ・ 施設内で次に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔しまたは楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。ただし、テレビ、ラジオ等の視聴時間については別に定める。
 - ③ 指定した場所以外で火気を用い、または就寝し若しくは寝具の上で喫煙すること。施設指定の場所以外での喫煙。
 - ④ 故意に施設若しくは物品に障害を与えまたはこれらを施設に持ち出すこと。
 - ⑤ 金銭または物品によって賭事をする事。
 - ⑥ 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
 - ⑦ 無断で備品の位置、又は形状を変えること。
 - ⑧ ペットを持ち込むこと。
 - ⑨ 営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動を行い又は斡旋すること。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、防火管理者講習修了者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

6. 要望及び苦情等の相談

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

利用者相談苦情係 0846-22-6155

○受付時間 毎週月曜日～土曜日（木・日・祝日除く）

8:30～17:30

○担当者 潮 泰典

(2) 行政機関その他苦情受付機関（主な行政機関）

竹原市役所 福祉係	所在地 竹原市中央5丁目1番35号 電話番号 0846-22-7743 FAX 0846-23-0140
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課（苦情処理）	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126
広島県社会福祉協議会 （広島県福祉サービス運営適正化委員会）	所在地 広島市南区比治山本町12番2号 電話番号 082-254-3419 FAX 082-256-2228
東広島市役所 福祉保健課	所在地 東広島市西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0937 FAX 082-422-6851

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2> 重要事項説明書2

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について （令和6年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）通所リハビリテーションの基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。また、当事業所が通常規模又は大規模事業所の指定によって料金が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

通常規模通所リハビリテーション 大規模通所リハビリテーション 大規模通所リハビリテーション（特例）

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	369円	357円	369円
・要介護2	398円	388円	398円
・要介護3	429円	415円	429円
・要介護4	458円	445円	458円
・要介護5	491円	475円	491円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円	372円	383円
・要介護2	439円	427円	439円
・要介護3	498円	482円	498円
・要介護4	555円	536円	555円
・要介護5	612円	591円	612円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円	470円	486円
・要介護2	565円	547円	565円
・要介護3	643円	623円	643円
・要介護4	743円	719円	743円
・要介護5	842円	816円	842円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円	525円	553円
・要介護2	642円	611円	642円
・要介護3	730円	696円	730円
・要介護4	844円	805円	844円
・要介護5	957円	912円	957円

[5 時間以上 6 時間未満]

・要介護 1	6 2 2 円	5 8 4 円	6 2 2 円
・要介護 2	7 3 8 円	6 9 2 円	7 3 8 円
・要介護 3	8 5 2 円	8 0 0 円	8 5 2 円
・要介護 4	9 8 7 円	9 2 9 円	9 8 7 円
・要介護 5	1, 1 2 0 円	1, 0 5 3 円	1, 1 2 0 円

[6 時間以上 7 時間未満]

・要介護 1	7 1 5 円	6 7 5 円	7 1 5 円
・要介護 2	8 5 0 円	8 0 2 円	8 5 0 円
・要介護 3	9 8 1 円	9 2 6 円	9 8 1 円
・要介護 4	1, 1 3 7 円	1, 0 7 7 円	1, 1 3 7 円
・要介護 5	1, 2 9 0 円	1, 2 2 4 円	1, 2 9 0 円

[7 時間以上 8 時間未満]

・要介護 1	7 6 2 円	7 1 4 円	7 6 2 円
・要介護 2	9 0 3 円	8 4 7 円	9 0 3 円
・要介護 3	1, 0 4 6 円	9 8 3 円	1, 0 4 6 円
・要介護 4	1, 2 1 5 円	1, 1 4 0 円	1, 2 1 5 円
・要介護 5	1, 3 7 9 円	1, 3 0 0 円	1, 3 7 9 円

[8 時間以上の通所リハビリテーションを行った場合]

5 0 円／時間（7 時間以上 8 時間未満の所定単位数に加算する）

※時間延長の利用希望の場合は相談して下さい。

②入浴介助加算

4 0 円／日

6 0 円／日（居宅訪問と自宅での入浴を目標とした入浴計画の作成）

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

③リハビリテーションマネジメント加算

イ 5 6 0 円／月（開始月から 6 月以内）

2 4 0 円／月（開始月から 6 月超）

ロ 5 9 3 円／月（開始月から 6 月以内）

2 7 3 円／月（開始月から 6 月超）

ハ 7 9 3 円／月（開始月から 6 月以内）

4 7 3 円／月（開始月から 6 月超）

※事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合は+ 2 7 0

※マネジメントの算定においては当事業所から厚生労働省への情報提供が必要となります。

④短期集中個別リハビリテーション実施加算

1 1 0 円／日（退院・退所後又は認定日から起算して 3 月以内）

（概ね 2 回／w 以上 1 回当たり 2 0 分以上 1 日当たり 4 0 分以上）

※リハビリテーションマネジメント加算（A）（B）のいずれかの算定

が条件となります。

⑤認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

240円／日（退院・退所日又は通所開始日から起算して3月以内）
※リハビリテーションマネジメント加算（A）（B）のいずれかの算定が条件となります。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）

1,920円／月
（退院・退所後又は通所開始日の属する月から起算して3月以内）
※リハビリテーションマネジメント加算（A）（B）のいずれかの算定が条件となります。

⑥生活行為向上リハビリテーション実施加算

1,250円／月（開始月から起算して6月以内の期間）
※リハビリテーションマネジメント加算の算定が条件となります。

⑦若年性認知症利用者受入加算

60円／日

⑧理学療法士等体制強化加算

30円／日（1時間以上2時間未満利用時）

⑨栄養改善加算

200円／回（月2回まで可能）

⑩栄養アセスメント加算

50円／月

⑪口腔・栄養スクリーニング加算

（Ⅰ） 20円／回

（利用開始時と6月毎に口腔及び栄養の状態を担当介護支援専門員に報告）

（Ⅱ） 5円／回

（利用開始時と6月毎に口腔・栄養いずれかの状態を担当介護支援専門員に報告）

⑫口腔機能向上加算

155円／回（月2回まで可能）
（月2回まで可能、厚生労働省への情報提供が必要）

⑬社会参加支援加算

12円/日

※条件等により算定の有無が変わります。

⑭サービス提供体制強化加算

□サービス提供体制加算Ⅰ

□サービス提供体制加算Ⅱ

□サービス提供体制加算Ⅲ

22円/日

18円/日

6円/日

⑮リハビリテーション提供体制加算

24円/日

⑯中重度者ケア体制加算

20円/日

※条件等により算定の有無が変わります。

⑰重度療養管理加算

100円/日

※所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外の者であり、要介護3～5であって、別に厚生労働大臣が定める状態（注）であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合。（注）イ～リのいずれかに該当する状態

イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している

ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している

ハ 中心静脈注射を実施している

ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する

ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している

ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している

ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている

リ 気管切開が行われている

⑱送迎時の居宅内介助の実施について

※必要性のある場合は相談してください。

⑲科学的介護推進体制加算

40円/月

⑳退院時共同指導加算

600円/回

②介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

基本サービス費に各種加算を加えた単位数の6.6%

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です）

①要支援1 2, 268円/月 要支援2 4, 228円/月

②生活行為向上リハビリテーション実施加算

562円/月（開始月から起算して6月以内の期間）

③若年性認知症利用者受入加算

240円/月

④一体的サービス提供加算

480円/月

⑤栄養改善加算

200円/月

⑥栄養アセスメント加算

50円/月

⑦口腔・栄養スクリーニング加算

(Ⅰ) 20円/回

(利用開始時と6月毎に口腔及び栄養の状態を担当介護支援専門員に報告)

(Ⅱ) 5円/回

(利用開始時と6月毎に口腔・栄養いずれかの状態を担当介護支援専門員に報告)

⑧口腔機能向上加算

150円/月

160円/月（厚生労働省への情報提供が必要）

⑨事業所評価加算

120円/月（年度により算定の有無に変更があります）

⑩サービス提供体制強化加算

	□サービス提供体制加算Ⅰ	□サービス提供体制加算Ⅱ	□サービス提供体制加算Ⅲ
要支援1	88円/月	72円/月	24円/月
要支援2	176円/月	144円/月	48円/月

⑪科学的介護推進体制加算

40円/月

⑫退院時共同指導加算

600円/回

⑬介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

基本サービス費に各種加算を加えた単位数の6.6%

(3) その他の料金

①食費

昼食 650円

※原則として食堂でおとりいただきます。なお、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

②その他（日常生活品費、オムツ代等）は、別途資料をご覧ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ・ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- ・ 健康上の理由による中止
 - ①風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
 - ②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
 - ③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。
 - ④サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

(5) 支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までに支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替サービスの3方法があります。利用申込み時にお選びください。

ア・下記指定口座への振込み

広島銀行 竹原支店 普通預金 1054958

イ・口座名義

医療法人社団仁慈会 安田病院
理事長 安田 克樹

個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設まおでは、利用者及び利用者の家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設まお 通所リハビリテーション利用同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設まおの施設 介護予防通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受けました。これらの内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことを身元引受人と共に誓約します。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

代筆の場合のみ記入（代筆者）

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

身元引受人住所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

連絡先 _____

身元引受人住所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

連絡先 _____

介護老人保健施設まお
管理者 安田 克樹 殿

【本約款第9条2項緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 _____)
・住 所	
・電話番号	

介護老人保健施設まおの施設 介護予防通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日 説明者 氏 名 _____ 印